

第4補給処公示第 5号
令和3年1月20日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
村岡 良雄

第4補給処契約に係る完成検査に係る立ち会いについて

標記について、下記一般契約条項に定める、「乙は、完成検査に立ち会わなければならない。」の規定について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく、新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されている期間中は、完成検査官が乙の立ち会いなく検査項目の確認ができると認め、かつ完成検査官の指示に従うことを条件として、当該条項に示す完成検査への乙の立ち会いをしないことができるものとする。

なお、完成検査への乙の立ち会いをしないことは、完成検査の省略をするものではない。

記

対象となる一般契約条項

- 1 製造請負一般契約条項及び製造請負一般契約条項（IT利用装備品等）
- 2 売買一般契約条項及び売買一般契約条項（IT利用装備品等）
- 3 役務請負一般契約条項及び役務請負一般契約条項（IT利用装備品等関連役務）
- 4 輸入品売買一般契約条項及び輸入品売買一般契約条項（IT利用装備品等）